

議案第1号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年2月26日提出

恵庭市議会議員 大野 憲 義 早坂 貴 敏 野沢 宏 紀

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

航空賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
			市外	道外	市外	道外
実費	上級の運賃 又は実費	実費	円 1,250	円 1,500	円 1万	円 1万2,000

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。
- 2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。
- 3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限り

でない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）

現行							改正案						
第1条～第5条（略）							第1条～第5条（略）						
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)						
航空賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)		航空賃	鉄道賃 船賃	車賃	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
			市外	道外	市外	道外				市外	道外		
実費	上級の運賃 又は実費	実費	円	円	円	円	実費	上級の運賃 又は実費	実費	円	円	円	円
			2,500	3,000	1万2,000	1万4,000				1,250	1,500	1万	1万2,000
備考							備考						
1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。							1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。						
2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。							2 車賃は、定期バス、軌道その他料金の定めのあるものの実費額を支給するものとし、料金の定めのないものについては、支給しない。						
							3 宿泊料の額は、天災その他やむを得ない事情があると議長が認めたときは、この限りでない。						